

TAKAHAMASHI

SHOKOKAI NEWS

【高浜市商工会報】

vol.218



2018.11.12

発行 / 高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP: <https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail: takahama@aichiskr.or.jp

高浜市商工会会員数 = 970事業所

(平成30年9月20日現在)

会費納入のお願い

平素は、当商工会の事業活動に対しまして深いご理解とご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。商工会費（平成30年度後期分）を11月30日に、口座振替、または、納付書にて請求させていただきます。口座振替に変更をご希望の方は、高浜市商工会（☎0566-53-1827）までご連絡いただきますようお願いいたします。また、代表者変更や、住所変更等ありましたら、ご連絡をお願いいたします。

労働保険加入のお願い

(事業主の皆様へ)

- 労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。
- 労働保険は、労働者の方々が大不慮の業務上災害・通勤災害を被った場合、失業した場合、高齢者で賃金が低下した状態で継続して働いている場合、育児休業及び介護休業の場合、自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に給付を受けることができます。
- また、事業主のみなさんにも各種助成金の対象となる制度です。
- 労働保険の諸手続きについては、労働保険事務組合や社会保険労務士を活用することもできます。
- まだ加入手続きをとられていない事業主のみなさんは、今すぐ加入手続きをお願いします。

ご相談は、

刈谷公共職業安定所

(0566-88-0040)

刈谷労働基準監督署

(0566-21-4885) まで

日本政策金融公庫からのお知らせ

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」

(日本政策金融公庫) がサポート！

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

- ▶ ご融資額 お子さま1人につき350万円以内
- ▶ 金利 年1.76% ※母子家庭の方などは年1.36% (平成30年11月1日現在)
- ▶ ご返済期間 15年以内 ※母子家庭の方などは18年以内
- ▶ H P 「国の教育ローン」で検索
- ▶ お問い合わせ 教育ローンコールセンター
0570-008656 (ナビダイヤル)
または (03) 5321-8656

軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金とは

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

複数税率対応として、2つの申請タイプがあります。

- A型** 複数税率対応レジの導入等支援
- B型** 受発注システムの改修等支援

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：9時～17時（土・日・祝除く）／通話料有料）

0570 (081) 222 (IP電話等からの番号 03 (6627) 1317)

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための**退職金制度**

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は**全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も**税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の責務者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・契約者貸付金の受給権は、債権等強制執行の強制入札以外に差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

小規模企業共済

検索

中小機構

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

www.smrj.go.jp/skyosai TEL:050-5541-7171 (共済相談室)